

那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

那珂市市民生活部環境課

1 趣旨

本要領は、那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業を実施するにあたり、当該事業の履行に最も適した協働の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業

(2) 事業内容

別紙「那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(3) 発行時期

令和8年2月(予定)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 那珂市 物品・役務 等入札参加者資格審査要項に基づく、令和6・7年度物品・役務等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく那珂市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っている者でないこと。
- (4) 那珂市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。

5 参加意向の申出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書(様式第1号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月9日(火)午後5時(郵送による場合は必着)

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。）とする。

(3) 提出場所

「13 提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(5) 参加の辞退

参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合には、任意の様式により、その旨を記述し、署名押印の上、(3)の提出場所へ提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年9月1日（月）午後5時

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

「13 提出・問い合わせ先」参照

(4) 回答日

令和7年9月5日（金）

(5) 回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

7 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年9月10日（水）午前9時から令和7年9月19日（金）午後5時まで（郵送による場合は必着）

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、表面に「那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

(3) 提出場所

「13 提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出部数

正本1部、写し7部

(5) 提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、提出すること。

ア 提案書（表紙：様式第２号、その他；様式任意）

イ 事業実施体制（様式第３号）

ウ 過去における本事業と同種又は類似事業の事業実績書（様式第４号）

※本事業遂行にあたり再委託を実施する場合、再委託先における配置予定者及び事業実績についても様式に記載の上、提出すること。

（６）提案書の作成方法

提案書は、Ａ４版（文字サイズ１２ポイント以上）の両面印刷を原則とし、全体で３０頁以内にて作成すること。なお、文書の補完のため写真やイラスト等を用いることができる。

８ 審査

審査は、「那珂市「ごみ分別の手引き」協働発行事業事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

（１）審査方法

書類審査

（２）審査手順

委員会の各委員が審査基準に従って評価した点数を集計後、評価点の６割以上を得た参加者を合格とし、最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高点を得た者が複数いる場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

（３）審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者すべてに文書にて通知するとともに、市ホームページにおいて選定した事業者名を公表する。

審査の経緯及び内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（４）審査項目及び評価基準

以下に示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	評価基準	配点
事業実績	国、地方公共団体から受託した同種・類似事業の実績があるか。（件数・内容、本市での実績の有無）	３０
事業実施体制	事業が適切に遂行されるよう、担当者の経験・実績も踏まえ、必要な人員配置等が確保され、本市からの要望等に迅速・柔軟に対応できる実施体制となっているか。	１５
事業実施方針	広告の募集計画、手順等は適切であるか。	１５
	作業スケジュールが実施内容・実施方法に対して、妥当かつ現実的か。	
紙面構成	本市の分別の現状を踏まえた構成となっているか。	３０
	文字の大きさ、行間のバランスなど幅広い年齢層に配慮した見やすいデザインとなっているか。	

	広告掲載方法は、行政情報と明確に区別するなどの工夫がされているか。	
その他の提案	内容の充実を図るための有益な提案があるか。	1 0
合計		1 0 0

9 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為が発覚した場合
- (3) 本要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書の金額が予算上限額を超過している場合
- (5) 「4 参加資格」に掲げる資格を有しない者が提案書等を提出した場合

10 協定の締結

候補者選定後は、市と那珂市「ごみ分別の手引き」の協働発行に関する協定を締結するものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 提出書類の準備等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は、原則として認めない。
- (4) 提出された書類等は、本事業の選定に関わること以外に参加者の同意なく使用しない。
- (5) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

12 スケジュール

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 公募開始 | 令和7年8月27日（水） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和7年9月1日（月）午後5時 |
| (3) 質問書回答 | 令和7年9月5日（金） |
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和7年9月9日（火）午後5時 |
| (5) 提案書等提出期間 | 令和7年9月10日（水）午前9時から
令和7年9月19日（金）午後5時まで |
| (6) 提案書等審査 | 令和7年9月22日（月）から
令和7年9月25日（木）まで |
| (7) 提案書等審査結果通知（予定） | 令和7年9月26日（金）以降 |
| (8) 協定締結（予定） | 令和7年9月下旬～10月上旬 |

1 3 提出・問い合わせ先

那珂市市民生活部環境課（担当：飯田）

住所：〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

電話：029-298-1111（内線447）

FAX：029-298-1357

M a i l : kankyou@city.naka.lg.jp